

お取引業者の皆様へ 本学に対する適格請求書について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。

本学に適格請求書(以下「インボイス」)をご提出いただく際は、以下のとおりとしていただきますようお願いいたします。

インボイスの発行単位

取引毎としてください。

本学教員等からの発注毎に1件の契約であるため、契約書に特段の記載がある場合を除いて、月締めや研究室毎などに取り纏めず、取引の都度ご発行をお願いいたします。

インボイスのご提出先

納品書と併せて提出してください。

提出漏れや、支払い漏れなどを防ぐため、納品時に納品書と併せてインボイスのご提出をお願いいたします。

- これまでご提出いただいていた納品書にインボイス記載事項を記入いただくことで、納品書とインボイスを兼用することが可能です。
- 【インボイス記載事項】
 - ①業者名及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥本学の名称

※下線の項目が現行の納品書記載事項に追加される事項です。



ご不明な点等がございましたら、
会計担当係にご確認いただきます様、お願いいたします。